

# 創業支援資金

(ア) 融資条件等

令和5年7月4日現在

融資対象者	(1) 国が認定した市町村の特定創業支援等事業による支援を受けて、6月以内に新たに事業を開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）※国の創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度に対応しています。 (2) 商工団体の推薦を受けて、1か月以内に個人で、又は2か月以内に会社を設立して新たに事業を開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）※国の創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度に対応しています。 (3) 商工団体の推薦を受けて新たに事業を開始しようとする者（(2)以外の者（開業して6月未満の者を含む。）） ● スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合、初回の確定申告納付が完了していない者は事業開始に必要な額の10%以上の自己資金を有している必要がある。 ● (1), (2), (3)ともに県内に居住しているものに限る。																				
使途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	2,000万円																				
利率	1年以内：年1.7%、1年超3年以内：年1.9%、3年超5年以内：年2.0% 5年超7年以内：年2.2%、7年超10年以内：年2.3%																				
保証料率	○融資対象者(1), (2)の場合 年0.68% ※ 上記保証料に0.2%上乗せして保証料を支払うことで、経営者保証を免除することができます（その場合、融資を受けてから3年目及び5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックシートの提出が必要）。																				
	○融資対象者(3)の場合 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。（単位：%）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.58</td> <td>1.43</td> <td>1.23</td> <td>1.03</td> <td>0.83</td> <td>0.68</td> <td>0.48</td> <td>0.28</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> ※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年0.83%）となります。		料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13												
割引料率	女性又は青年（30歳未満の若者）による創業の場合は、0.32%割り引きます。 鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、0.1%割り引きます。 ※ 該当する場合は登録証の写しが必要です。																				
融資期間	融資対象者(1), (2)の場合	運転資金 7年以内（うち据置12月以内） 設備資金 10年以内（うち据置12月以内） ※ スタートアップ創出促進保証制度を利用し、保証機関の保証がない融資を併せて申し込む場合等は据置36月以内																			
	融資対象者(3)の場合	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）																			
償還方法	毎月均等分割																				
申込先	各商工会議所または各商工会（企業組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）																				
借入申請に必要な書類	○中小企業制度資金融資申込書（要綱1号様式） ○信用保証委託申込書 ○県民税及び市町村民税の納税証明書 ○開業計画書（要綱3号様式。融資対象者(2)が創業関連保証制度を利用する場合及び融資対象者(3)の場合） ○創業計画書（融資対象者(2)がスタートアップ創出促進保証制度を利用する場合） ○創業支援資金融資推薦依頼書（要綱4号様式。融資対象者(2), (3)の場合） ○認定特定創業支援等事業の利用を受けたことの市町村長の証明書（融資対象者(1)の場合） ○鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は登録証の写し ○その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類																				

○その他融資条件の詳細については、あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

## (イ) 融資の流れ

